

社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

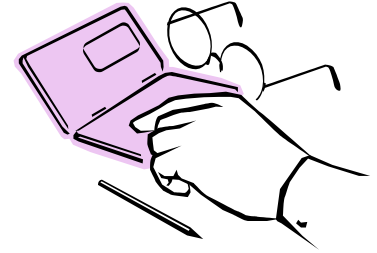
〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

平成22年度地域別最低賃金改定状況



全ての都道府県において平成22年度地域別最低賃金額が決定となりました。
今回は、改定後の最低賃金一覧とその動向を紹介します。
(発効日は都道府県ごとに異なります。)

<平成22年度地域別最低賃金改定状況> (単位:時間/円)

都道府県名	H22年度 最低賃金 額	H21年 度額	差額	都道府県名	H22年度 最低賃金 額	H21年 度額	差額	都道府県名	H22年度 最低賃金 額	H21年 度額	差額
北海道	691	678	13	富山	691	679	12	島根	642	630	12
青森	645	633	12	石川	686	674	12	岡山	683	670	13
岩手	644	631	13	福井	683	671	12	広島	704	692	12
宮城	674	662	12	山梨	689	677	12	山口	681	669	12
秋田	645	632	13	長野	693	681	12	徳島	645	633	12
山形	645	631	14	岐阜	706	696	10	香川	664	652	12
福島	657	644	13	静岡	725	713	12	愛媛	644	632	12
茨城	690	678	12	愛知	745	732	13	高知	642	631	11
栃木	697	685	12	三重	714	702	12	福岡	692	680	12
群馬	688	676	12	滋賀	706	693	13	佐賀	642	629	13
埼玉	750	735	15	京都	749	729	20	長崎	642	629	13
千葉	744	728	16	大阪	779	762	17	熊本	643	630	13
東京	821	791	30	兵庫	734	721	13	大分	643	631	12
神奈川	818	789	29	奈良	691	679	12	宮崎	642	629	13
新潟	681	669	12	和歌山	684	674	10	鹿児島	642	630	12
				鳥取	642	630	12	沖縄	642	629	13
								全国加重平均	730	713	17

・全都道府県で10円～30円の引き上げがあった。
・全国では、平成14年以降、最大の上げ幅に。

<資料出所:厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」他>

厚生労働省より、全事業所宛にハガキが送付されています。

http://sr-aozora.biz/contents/letter/061_koyo_hagaki.pdf

【内容】・平成22年7月31日現在の雇用保険・被保険者数の通知

・雇用保険の遡及加入拡大の案内(平成22年10月1日施行)

・・・保険料控除がされていたのに雇用保険加入手続きがされていなかった場合、2年を超える遡及が可能に。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken04.pdf> (厚生労働省 URL)

お知らせ

重要

・厚生年金保険料率 157.04/1000 160.58/1000

・社会保険料、定時決定による標準報酬月額変更

10月給与から反映になります。

～給与ソフト等の設定変更は大丈夫ですか?～